

長起第343号-1

令和4年5月16日

居宅介護支援事業所管理者 様  
（看護）小規模多機能型居宅介護事業所管理者 様  
米子市地域包括支援センター管理者 様

米子市長寿社会課長  
（ 公 印 省 略 ）

新「鳥取県版新型コロナ警報」の暫定運用（令和4年5月6日から）に伴う  
サービス担当者会議およびモニタリングの取扱いの変更について（お知らせ）

平素は、本市高齢者福祉行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新「鳥取県版新型コロナ警報」については、この度、警報等の発令判断の目安が見直され令和4年5月6日から暫定運用されています。新型コロナ警報発令中のサービス担当者会議やモニタリングの臨時的な取扱いについては、今までも通知しておりますが、見直し後の新「鳥取県版新型コロナ警報」の区分に合わせ、下記のとおり変更いたします。

なお、取扱いの内容についての変更はありません。

## 記

○重症化リスクの高い高齢者への対応であることをふまえ、臨時的な取扱いができる警報区分、期間を以下のとおりとする。

- ・鳥取県西部地区に注意報が発令されている期間
- ・鳥取県西部地区に警報が発令されている期間
- ・鳥取県西部地区に特別警報が発令されている期間

○注意報等が発令されていなくても、以下の情報等が提供されている期間は、臨時的な取扱いができることとする。

- ・鳥取県西部地区に感染注意情報が提供されている期間
- ・鳥取県西部地区に感染警戒情報が提供されている期間
- ・鳥取県西部地区に感染急拡大警戒情報が提供されている期間

○個別の区域で発令・提供された場合は、米子市または米子市に隣接する市町村のいずれかに発令・提供されている期間とする。

※今までと同様に、この対応はサービス担当者会議やモニタリングを禁止するものではありませんので、必要に応じて行うかどうかを判断してください。また、モニタリングについては照会や聞き取りだけでなく、リモート面会で利用者の心身の状態を確認するなどの方法も検討してください。実際に面会する場合は、マスクの着用や手洗い、訪問前に体温を測定する等の感染症対策を徹底してください。

## 臨時的な取扱いの内容

### 【サービス担当者会議について】

以下のような場合は「やむを得ない理由がある場合」として、サービス担当者へ照会等により意見を求めることで対応してもよいこととします。その際には、緊密に相互の情報交換を行い、利用者の状況等についての情報や居宅サービス原案の内容を共有できるようにしてください。

### 【モニタリングについて】

以下のような場合はモニタリングを本人、家族、サービス担当者等への電話等での代替手段により行ってもよいこととします。その際には、代替措置の概要や経緯を記録しておいてください。

### 照会や代替措置での対応が可能な場合

- 病院や施設等から新型コロナウイルス感染症対策のため、面会を断られた場合
- 本人や家族から新型コロナウイルスの感染防止を理由として面会を断られた場合
- 必ずしも面会が必要ではないと思われる方に対し、感染の危険を減らすため面会を避ける事を事業所が判断した場合 等

担当 米子市長寿社会課

介護保険担当 植田・荒松

電話：23-5156